

平成18年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成19年1月11日（木）午後7時

場所：帯広市役所 10階第5B会議室

会議次第

1. 開会

2. 会議

- (1) 平成18年度第2回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 帯広市福祉計画（素案）について
- (3) アンケートの調査結果について
- (4) 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について
- (5) その他

出席者

若林委員、阿部委員、吉田委員、畑中委員、佐々木委員、
眞田専門委員、伊藤専門委員、橋原専門委員、丸山専門委員

議事録

開会

[事務局]

皆さんお揃いになりましたのでよろしいでしょうか

それでは、ただいまから平成18年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開会させていただきます。皆さま、年の初めのお忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。今年もよろしくお願ひします。早速、会議に入らせていただきますが、本日遠田委員さんから欠席の連絡をいただきまして、9名の委員さんの出席となっております。以後の進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議

[部会長]

皆さん、おはんでございます。おめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願ひいたします。

本年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会でございます。お仕事の後お疲れのことと存じますが、よろしくご審議賜りたいと存じます。それでは前回の会議、本年度第2回の会議の議事録をご確認いただきたいと思います。この議事録はこの場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。議事録につきましては事前に皆さまにお送りしておりますが、この議事録に関して何かご質問ございますか。

[事務局]

私の方からご連絡ですが、議事録のうち 10 ページの上から 3 行目以降になりますが、正式な発言でないところをマイクでひろってしまいまして議事録に入れてしまいました。部会長のところを削除させていただいたのを議事録ということで調整させていただきたいと思います。改めて正しい議事録を配布させていただきました。どうぞ了承お願いいたします。

[部会長]

申し訳ございません。お許し願いたいと思います。

それでは議事録につきましてご質問ございますか。よろしいでしょうか。

つづきまして、議題の 2 番目帯広市福祉計画（素案）を議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

大変申し訳ございませんが、事前にお送りしておりました素案に代えまして、今日、右上の括弧のところに障害者支援部会バージョン 2 として改めて配布させていただきました。本日お配りした資料で説明させていただきたいと思います。何点か修正等を入れておりますので 恐れ入りますがそちらでご覧いただきたいと思います。座って説明させていただきます。

この素案でございますが 前回の部会で骨子ということでご検討いただきまして、その後それぞれの数値目標等を入れて、今回の素案と致しました。この後、本日ご論議いただいた結果をもとにして、来週 15 日から 1 ヶ月パブリックコメントで広く市民の皆さんからご意見をいただいて、更に成案にしていきたいと考えております。

それでは、1 枚めくっていただきまして目次をご覧いただきたいと思います。第 1 章から第 6 章までの構成になっています。第 1 章は基本的な事項、第 2 章は現状、第 3 章に基本方針、第 4 章に障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策、第 5 章に地域生活支援事業、第 6 章に計画推進の体制、以上 6 章の構成となっております。

次のページをご覧いただきたいと思います。以降本文にページ数をふっておりまして、1 ページから最終 19 ページまでとなっております。

第 1 章は、計画の基本的事項 1 - 1 計画策定の趣旨ということで 障害福祉計画を作成するに至った必要性を書き込んでおり、帯広市の障害者計画が障害者施策の基本になっています。平成 12 年度から 21 年度迄の 10 ヶ年の計画でございますが、障害者計画は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」2 つの理念のもとに各種の施策を進めてきております。この間、国の障害者福祉制度としては、従来の措置制度から 15 年度には支援費制度へ移行し、18 年 4 月から障害者自立支援法が施行され、新しい障害者福祉サービスの仕組みが始まっているところでございます。障害者自立支援法で義務付けられておりますが、本市において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう、数値目標やサービスの見込み量などを定める必要があるということで、「帯広市障害福祉計画」、今回は第 1 期となりますが、そ

れを作成するものでございます。1 - 2 計画の性格が書いてありますが「帯広市障害者計画」のうち社会参加の促進や在宅サービスの充実などの生活支援に関する事項について、具体的に数値を入れた規定を作るということになっているものでございます。2 ページに移りまして、1 - 3 計画の期間について、平成 23 年度を目標年度としておりますが、自立支援法ですべての施設・事業が新しい体系へ移行を完了させるのが平成 23 年度となっておりますので、そこを目標年度といたしました。地域生活への移行・就労支援などといった数値目標の大きいものを設定しております。第 1 期計画は、その前半となる平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間を計画期間とするものでございます。まずは章ごとに説明させていただき、ご意見をいただいたほうがよろしいかもしれません。恐れ入りますが部会長さんのほうで皆さんのご意見を。

[部会長]

ただいまご報告があった第 1 期障害者計画の素案につきまして、何かご質問・ご意見などございましたらお願いいたします。

[事務局]

両方のページの第 1 章ということで ご意見を頂戴できればと思います。

[部会長]

そうですね。第 1 章ですね、たいへんわかり易く書いてありますが、いかがでしょうか。

[各委員了解...よろしいです]

[部会長]

それでは第 2 章についてよろしく申し上げます。

[事務局]

第 2 章は 3 ページから 6 ページまでになります。障害者およびサービス利用の現状ということで書いてあります。3 ページの 2 - 1 障害者の現状、対象となる障害者および障害児とは、いわゆる身体障害、知的障害あるいは精神障害の 3 障害のいずれかに該当する方で、身体障害者（児）を除き、障害者手帳を持たなくても、障害福祉サービスなどを受けることができます。ただし、統計的に障害者数を取り扱うとき、原則として手帳の所持者数とか、精神の方は手帳所持の方が少ないものですから、帯広市は保健所の調査人数を使わせていただいております。現在、本市が把握している平成 17 年度の障害者数は身体障害者 7,048 人 知的障害者 1,126 人 精神障害者〔帯広保健所調べの医療機関に通院されている方〕 4,496 人 合わせて 12,670 人の方々が計画の中で統計的に人数を出す時の数としております。3 ページに身体障害者の方の障害種別区分、知的障害者の方の A・B 区分、4 ページに

精神の方の入院・通院・その他それぞれの数字を載せています。ある程度見やすくということで、このように整理をさせていただいたところでございます。次のページ、5ページ6ページには障害福祉サービスの経費を中心にみた推移でございます。平成15年度から始まった支援費制度により、障害福祉サービスの利用が伸びてきております。特に居宅サービス関係の伸びは大きくなっています。統計的に見て、明らかにしていきたいということで整理をいたしております。5ページの上段は利用された人数でございます。平成14年度は（措置制度）施設サービス442人、居宅サービス273人、合計715人。平成17年度は施設サービス494人、居宅サービス901人、合計1,395人で3倍以上の利用者数となっております。5ページの下段の表は事業費の推移であります。人数と同じように14年から17年までの年度ごとの決算の数字です。施設サービスは、平成14年度に1,294百万円であったものが平成17年度1,433百万円、居宅サービスは、14年度に129百万円であったものが17年度には402百万円、3倍以上になっております。居宅サービスの大きな伸びがございました。次に6ページは少し長い期間でみておりますが、平成12年度から平成17年度までの帯広市の障害者福祉費決算額の推移でございます。支援費制度導入以降、障害者福祉サービスの利用増に比例しまして市の決算額も増加を続けております。帯広市の場合、障害福祉費の予算は4つの項目に分けてそれぞれ整理をしておりますので、この表も4つに分けております。12年度合計で1,858百万円決算額であったものが、17年度2,210百万円になっております。最近、市の全体の予算が少しずつ減ってきている中で障害者福祉の額が増えている状況でございます。3ページから6ページまでが現況編ということで、なるべく簡単にわかりやすく整理しました。次の成案の段階では、もう少し細かくサービス利用について、例えば、施設にいる方がどういう施設に何人いるのか、ページ数を多くして記載していきたいと考えております。今回はパブリックコメントを通じて、市民の方からご意見をいただくということで、ある程度必要なポイントを絞って素案に記載させていただきました。説明は以上でございます。また ご意見をお願いします。

[部会長]

それでは、第2章の障害者およびサービス利用の現状について、何かご意見・ご質問ございましたらどうぞよろしくお願いいいたします。

[委員]

障害者の現状について、なかなか調べにくいのかと思うのですが、療育手帳の所持者数が出ていますが、療育手帳を所持できない発達障害の方の数をおさえる方法はあるのでしょうか。

[事務局]

実は私たちも委員さんに教えていただけたらと思っているのですが。

[事務局]

私どもが日常業務をやる中で、ある程度の数字は押さえているのですが、手帳を所持している人が何人であるとか、手帳は所持していないが、知的障害のある方が何人がいらっしゃるようです。

[委員]

知的障害者1,126人は療育手帳を持っている方で 知的障害がある方のみと思います。

[事務局]

療育手帳を持っている方です。

[委員]

知的障害がある方ですか。ない人は入っていないってことですか。

[事務局]

入ってないですね。

[委員]

相当な数の方がいるかもしれないってことですね。

[事務局]

よく言われるのはこの何倍の方がいるだろうと言われております。

[委員]

訪問系の利用なんかでサービスとの違いがでてくる訳ですね。

[事務局]

例えば、ある程度類推できるとすれば、養育センターに通っている方がどう推移しているとか、帯広市のことばの教室に通っている方がどう推移しているかというところから推測するしかないのかもしれませんが。

[委員]

教育委員会として、学校で押さえている発達障害者数は可能ですか。

[事務局]

教育委員会からある程度データをいただいております、数としては100名位いらっしゃいます。手帳の所持のない方で知的障害とされる方の数については、17年度現在で83名の数字が出ています。私たちの中で、この程度の方がいらっしゃるの

ではないかと任意で調べて整理はしています。

[事務局]

軽度の発達障害の方の数を調べるのは難しいですね。

[委員]

IQ80以上ぐらいになると、たぶん知的障害と判断できないと思うので、それ以外の数はどのくらいいるのかと思います。学校では6～7%といると言われていたのですが、6～7%は相当な数になると思うので、小・中・高合わせるとどのくらいの方が今後サービスを利用することになるか、調べる方法はありますか。

[事務局]

発達障害者支援センターの中では、例えば、統計的に人口比で何%いるというようなことはわかっているのでしょうか。

[委員]

帯広は相談件数が少ないので、学校関係でどういう調査するのか、知的障害と分けて統計をとっていただけたらいいかなと思っています。教育委員会からの情報があれば助かります。

[部会長]

他にございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。
なければ第3章の説明をお願いします。

[事務局]

第3章は7ページから10ページまででございます。基本方針という事で今回障害者計画の中で一番重要な章になろうかと思っています。7ページ3-1目指す方向ですが、15年度支援費制度導入以降、障害福祉サービスは増加してきました。

しかし、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象になっていなかったこと、福祉施設や精神科病院から地域での生活への移行など、なかなか進んでいない等の課題の対応が求められています。また、障害のある方々の地域生活を支えていくために、障害福祉サービスとともに必要不可欠な相談支援についても、一層の充実が求められていると認識しております。

今後も、帯広市は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害のある方々が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受け、自立と社会参加の促進が一層図られるよう、必要な障害福祉サービスおよび相談支援ならびに地域生活支援事業を計画的に確保していくということを目指す方向として捉えていきたいと考えています。3-2重点項目でございますが、国・北海道が示しておりました障害福祉計画の

作成の指針とも一致する点でもありますが、既にある指針にただ従っているということではありませんで、障害のある方々へのアンケート調査・関係団体等の意見交換会を何回か開かせていただいております。そういうところでのご意見等をもとにして、重点的に取り組む事項を3つ挙げております。その3つについて、それを実現するための具体的な数値目標等を計画で設定したいということで掲げているところでございます。8ページには、その3つの事項を記載しております。1)施設等から地域生活への移行の促進、入所施設サービスや入院に必要以上に依存することなく、障害のある方々も地域で暮らせる社会を実現するために、グループホームやケアホームの設置などを促進するとともに、障害のある方々への『居住支援(住まいの場の支援)』体制の強化を図ります。2)就労支援の強化、前回も論議いただいたところですが、障害のある方々が地域において自立した生活を送るためには、一人一人の意欲や能力に応じて働けるよう支援することが必要であり、「就労移行支援事業」を柱に福祉施設における就労支援機能の強化を促すとともに、地域における福祉関係、労働関係、教育関係の各機関が連携し、協力して雇用の促進を図っていく体制作りを帯広市が中心になって進めていきたいと考えています。3)地域生活支援事業などの推進、これは市町村が実施主体となって地域生活支援事業を実施することになっていきます。障害のある方々が安心して地域生活を続けていくためには、障害福祉サービスの充実とともに、それを補う様々な支援が必要となりますので、こうしたサービスに関する情報提供を含め、あらゆる相談に対応できる「総合相談窓口」を設けています。機能的に充実させていきたいと思っております。さらに、サービス利用計画の作成を行う「相談支援」やコミュニケーション支援事業などの「地域生活支援事業」により総合的な支援体制の構築に努めていきたいと考えております。

次に9ページ10ページは、平成23年度の数値目標であります。国の作成指針で出されております「施設入所者の地域生活移行の数値目標」「入院中の精神障害者の地域生活移行を促進するための数値目標」「一般就労への移行を促進するための数値目標」この3つについては特に重点的に明らかにすることということで示されています。9ページ1)の施設入所者の地域生活への移行の数値です。北海道で出している考え方を簡単にまとめてあります。福祉施設入所者のうち、20%以上がグループホームやケアホーム、一般住宅などに移行すること、23年度末の入所者数を現入所者数から14%以上削減すること、これを北海道は是非進めたいということで、示された作成指針の中に重点的に書かれています。全国的には入所者の削減率は率でいうと7%以上と国は出しておりますが、北海道は全国よりも高い入所者の率があるということで、それを少しでも地域移行を促進したいと14%以上の目標が出されております。これを受けて本市の地域移行を考えております。表では平成17年度期末入所者数は311人です。18年度から20年度、前半の3年間第1期期間中は、新規入所者数は17人、地域移行は25人、差し引き8名の方が減り、期末入所者数を303人とする。更に後半の3年間の新規入所者数は12名位、地域移行は54名を目指して、差し引き42名の削減で最終的に23年度は261名の入所者数にしたいということでございます。平成17年度入所者311人に比較して、23年度までの

6年間で79人(25.4%)の方の地域生活移行を促して、入所者数は50人(16.1%)減少させ、23年度末の入所者数が261人となるような数値目標を立てているところでございます。次に10ページ2)入院中の精神障害者の地域生活移行の数値目標でございます。平成17年度の「北海道精神障害者入院患者調査」により、症状は寛解しているが社会的要因により入院継続される方、症状は残存だが改善傾向にあり、支援により退院可能とされた方々の地域生活移行を進めていこうということで、出されている数でございます。17年度合わせて39名いらっしゃいます。前半の3年間で17人の方の退院を促して、期末の数は22人。そして22人の方は後半の3年間で退院を促し、最終的に39人全員の退院を目指そうということでございます。前回ご質問の出ていた柏林台病院関係の数値の扱いですが、「17年度の39名の中に入れて考えてください。」とのことで、そのまま北海道の調査数で数値を設定したということでございます。3)施設利用者の一般就労への意向を促進するための数値目標でございます。福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などにより、平成23年度中に一般就労に移行する人数を現在の実績、17年度実績の6倍以上とすることを目指しております。平成17年度実績2名の方がいらっしゃいました、前半平成20年度は3倍の6名、後半の平成23年度は6倍の12名を目指したいということで数値目標を掲げたところでございます。以上が第3章の基本方針でございます。

[部会長]

ただいまの第3章基本方針について何かご質問・ご意見ございますか。

[委員]

ちょっと教えてほしいのですが、帯広市に小規模多機能型スタッフ介護サービスとかいう事業ありますよね。

[事務局]

介護の方ですね

[委員]

介護って言葉がはいつていますが、こういう居宅サービスってありますか。

[事務局]

介護の方ではありますが、障害の分野ではないと思います。

[委員]

言葉どおりに理解してよろしいってことですか。帯広市の医師会の理事会で話題になったんですけど、介護ってことだけの意味の人たちが対象と理解してよろしいでしょうか。

[事務局]

障害のサービスでは多機能というのはまだ出てきておりませんので。いろいろ組み合わせるといふ多機能だったですね。

[委員]

介護という言葉が入っていました。今回、(障害福祉計画に)当然出てきていませんで、障害者だけのサービスであって、介護と同じような事業という感じがするものですからね。言葉どおり介護と障害、セクションが違うかもしれない、仕事上でも解っているんでそれは理解しています。

[事務局]

厚生労働省では障害と介護は21年度には一緒にしようというような話も色々なところででておりますので、どこかの時点で整理されるものと思います。

[部会長]

他にございませんか。

[委員]

2番目の就労支援の強化で障害のある方々を自立させるためには帯広市で何人の体制作りをするつもりですか。

[事務局]

今、就労移行関係では、事業所によりまして、そのような機能を強化していこうということで、ジョブコーチがいらっしゃる施設がこういう事業に取り込むということで、すでに昨年10月から一つの事業所では就労移行について取り組みをしていただいております、是非色々な事業所で取り組んでいただきたいと考えております。委員さんの所でも就労移行の関係では取り組んでいただいているところでございます。

[委員]

就労移行とまではいなくて、就労継続移行で考えております。

[委員]

障害者の団体で役員をやっていて、色々な事業所で障害者に合わせた作業をさせるわけですが、障害者は健常者に比べてハンディがあるわけですから、上肢・下肢・精神障害などで、仕事の能率が上がらないという理由で、会社から解雇される問題が何十年も前から問題になっており、前回の部会で委員さんがおっしゃったように障害者を雇用しないで罰金を払えばいいという問題が生じており、障害者の基本方針を作るためには、帯広市が事業所を積極的に回って、行動するような仕組みをつくらないと

障害者が取り残される哀れな状態になると思うので帯広市も考えてもらいたい。

[事務局]

前回もお話したと思うのですが、会社側の方も障害の程度がどのような方々がいらっしゃるのか、どういう能力をお持ちの方がいらっしゃるのか、わからなくて雇用に繋がっていない、そういう面もありますので、いろいろな機会を通じて私たちからも会社側にお話したりとか、つい最近ですが、知的障害者の施設で清掃の仕事やりますという情報発信されたり、障害者の方自身も努力をしていただくような取り組みをしていきたいと思います。

[委員]

身体障害者の協会も市役所の庶務課の委託事業を3年契約でやっていますが、中小の企業の会社も真剣になって、「ノーマライゼーション」という名前だけでなく、現実に障害者を雇用する仕組みを帯広市が全事業所を回って取り組んでいただきたい。

[委員]

就労支援の強化で働きたい障害のある方々たくさんの方に働く場を提供してほしいのは、お一人お一人の部分でもそうだし、この中で言っている「就労移行支援事業」というのは、あくまでもその事業を興すってことですよね。施設が何人以上働ける人がいなければ、この事業は興せないに決まっていますよね。最低10人以上とか。だから一人でも二人でも就労させたいと思っても、まとまった固まりの人数がいなければ、そういう事業には移行できないという部分もあったりして、「はまなす」のような所でも、1人2人は行きたいけれども5人10人はまとめて就労移行の事業にはうちとして単独で移行できるかは、なかなか難しい部分が多いですね。その辺をもう少し細かくして、施設の中で一人でも二人でも就労する気持ちがあれば、それを応援する事業をできるというふうに、自立支援法の適用を変えていっていただかないと、人数をまとめなくては事業ができないという縛りがあるかなと思っています。

[委員]

今の問題でもそうだし、障害施設協会でも出しています。地域に拠っては事業主が出さないところもあるので、結局、それに乗らないとその事業を造れないということになるので。出来るのであれば、「どういう数値目標を出していただけるのか。」などを考えていただいて、単独補助をしていかないと、なかなか就労移行は進んでいきなと思います。もう一点、今は色々な所で自立支援協議会が出来ているので、そういう意味では、雇用する側、事業主側からも、どんな障害でどのような方がいて、どんな力があるかわからないと言われているので、事業主側向けの研修会を開くとか、帯広市の方で自立支援協議会が立ち上がっていれば、研修などをお願いしていけば広がってくるのかなという期待を持っています。そういう意味で道に単独補助をお願いします

る方向が出来ればいいのかと思っています。

[事務局]

委員から言っていただきました、地域自立支援協議会をこれから設置していくことになりますが、その協議の場で就労支援をどうするのが大きなテーマになってきますので、そのときにはハローワークの方に入っていたり、商工会議所の方にも参加していただきたいと思っています。いろいろな方達に入っていて、その中でどういうことが必要なのか、委員さんがおっしゃったように「こういう事をしてもらえないか」と言うような意見を集約して実現できるよう取り組んでいきたいと思えます。

[部会長]

他にございませんか。

無ければ第4章の説明をお願いします。

[事務局]

第4章はちょっと長くなりますが、11ページから16ページまでになっています。支援法のサービスでそれぞれのサービスの項目が細分されています。それぞれの内容とその見込み量・これだけのサービスを必要とされるのではないかと推計しております。11ページ4-1、障害者自立支援法により、今まで障害毎の種別によりばらばらになっていたサービスが、共通の障害福祉サービスを提供される仕組みになりました。サービスの内容と年度毎に必要な見込み量は以下のとおり、これは帯広市の独自推計で出したものです。後ほど話をさせていただきますが、やり方として北海道が平成17年度の実績を基に、市町村から推計値を出したものを、合計して北海道の数値目標等を出したものでございますが、帯広市で検証いたしますと、その数字が実現不可能な高い数字が出てしまったり、また逆のこともありまして、今回帯広市の障害福祉計画の素案を策定するに当たりまして、必要見込み量は帯広市の独自の推計により出したものでございます。この後、十勝圏域の中での調整などがまだ全然行われておりませんので、若干の変動はあるかと思いますが、現時点で、帯広市の必要見込み量を以下の通り設定したところでございます。ひとつひとつ説明していきますと時間がかかりますので、主なところを申し上げます。11ページ1)訪問系のサービス【居宅介護〔ホームヘルプ〕】自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものでございます。例えば、18年度で申し上げますと、1ヶ月数値というのは1ヶ月あたりに必要な時間数を表しております。帯広市の18年度実績2,700時間、これが23年度には4,050時間に延びるであろうと出したものです。【重度訪問介護】というのは、重度の肢体不自由の方が、自宅で介護など外出時における移動支援などを総合的に行いものでございます。18年度861時間(月当たり)が23年度は2,142時間になるであろうと推計しております。12ページ、【行動援護】と言いますのは、自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な

支援を行うものでございます。18年度150時間(月当たり)23年度は495時間まで増えるであろうと推計しております。【重度障害者等包括支援】は、残念ながら、今、サービスを提供する事業者の実績は現時点では出ておりません。19年度の月260時間というのはお一人分の時間数ですが、19年度にはおひとりにサービスが提供できるようにし、20年度には2人分、23年度には4人の方が利用できるように事業者の方で提供できる体制をとっていただくようお願いしていきたく考えています。2)日中活動系のサービス【生活介護】とは、常に介護を必要とする人に、昼間のサービス提供するものでございます。新しい制度では、施設入所の方が、同じ施設に入所していても生活介護の昼間のサービス項目数に出てきますので18年度(月当たり)延べ154日使っていたものが23年度は6,732日と凄い数で20年度から23年度まで増えます。新しい体系の施設入所に移る方の日中のサービス分がカウントされます。【自立訓練(機能訓練)】は、身体機能の向上のための必要な訓練です。13ページに移りまして【自立訓練(生活訓練)】は、生活能力の向上のために必要な訓練の推移でございます。19年度から20年度大きく延び、さらに23年度まで大きく延びていくだろうと考えています。【就労移行支援】は、一般企業などへ就労を希望する方に一定期間就労に必要な知識および能力向上に必要な訓練を行うものでございます。18年~20年にかけてはあまり大きな延びはなく、それぞれ取り組んでいただける事業所さんの制限があり、大きくは延びていかないのかなと思われま。23年度にかけては力を入れていかなければならないと考えています。13ページの下ですが、【就労継続支援(A型)】は雇成型、【就労継続支援(B型)】は非雇成型の場を提供し、知識及び能力の向上に必要な訓練を行っていただくというものでございます。特にB型の方が数として大きくなっていくだろうと考えております。14ページ、【療養介護】は、施設で医療系の常時介護を必要とされる人、入所されている人の数です。6人の方で、現在とおそらく変動はないだろうと考えております。以下【児童デイサービス】につきましても、18年度延べ6,116人が利用していますが、多分、横ばいであろうと考えております。また、【短期入所】につきましても、変動はないだろうと考えております。次に15ページ、3)居住系のサービスのまず【共同生活援助】これはいわゆるグループホームでございます。【共同生活介護】は、より介護の必要な方のケアホームと言われるもので、合わせて18年度123人の方が20年度165人、23年度232人の方がそれぞれ施設・病院から地域生活へ移行される方のための受け皿で主要になってくるだろうということで、社会福祉法人・NPO・株式会社等の事業者によりまして、サービスの提供を促していきたいと考えているところでございます。現に、帯広におきましても、それぞれの法人等で考えていただいたり、株式会社で取り組んでみたいとの相談等がきております。最後に、【施設入所支援】であります。18年度の3人ということは、新しい体系に移行した施設に入っている方が3人で(国立・道立の施設の方は18年10月に新しい体系に移行していますので、)19年、20年はあまり延びないで、後半第2期の計画の中で、各施設が新しい体系に移行されまして、261名と入所定員を見込んでいるところでございます。4-2 障害福祉サービスの必要見込み量確保のための方

策といたしましては、特に、事業者を負うところが大きいものですから、事業者への情報提供或いは新規の参入を促していこうと考えております。地域活動支援センターは、帯広におきましては、共同作業所から地域活動センターへ移ったのが10カ所、その他のセンターを含めまして、13ヶ所の地域活動支援センターが、色々なサービス提供を今まで以上にやっていただけるような支援、帯広市として力を入れてやっていきたいと考えているところでございます。そして最後に、グループホーム・ケアホームの地域移行の受け皿となる施設の設置の促進を重点的に取り組んでいきたいと考えております。なお、16ページは、障害福祉サービスの見込み量を一つの表にまとめたものでございます。それぞれの事業説明の表を一覧表にしたものでございます。第4章の説明は以上でございます。

[部会長]

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見・ご質問ございますか。

[委員]

ここで、出していいかわからないのですが、今、道東の方を回らせていただいて、虐待やネグレクトで障害まではいかない家庭があるんです。乳幼児期のお子さんの支援で制度外の支援サービスを是非作っていただけたらうれしいなと思うのですが。障害を持ったお子さんしか使えない部分があるので、子育てがうまくできない・いけない方もいらっしゃるので、制度外サービスでホームヘルプを使えるような方法を考えていただけたらありがたいと思います。障害を持ったお子さんは手がかかるのですが、障害を持っていなくても手がかかりますので、小学校に上がるまで制度外サービスを使えるようなものを市単独で作っていただけたらありがたいと思います。そのへんを検討いただければと思います。

[事務局]

どのような支援の内容になりますか。

[委員]

家事援助をしていただきたいと思います。

[事務局]

預かるのではなく、家事援助ですか。

[委員]

お子さんを離したくない親がいるので、実際に4ヶ月5ヶ月ぐらいのお子さんが出て、家の中がぐちゃぐちゃでお子さんは離せないという状況の所に入ってもらって、食事の用意 掃除・洗濯などの家事援助をやっていただけると助かります。お子さんが障害かどうかわからない・お母さんも子供さんの状態がわからないとなると、サー

ビスが使えない。一般の方にもそのような状況の方がいらっしゃるの。子育てを支援する目的で、小学校に上がるまで支援できるようなものがあつたらありがたいと思います。

[委員]

介護というと親ですね。お母さんですね。

[委員]

そうですね。でも障害ではない。

[委員]

ちょっとよろしいですか。障害者全員がこういうサービスは受けられないんですね。私は2種3級で下肢の片側がないのですが、サービスが変わったら、どんなサービスが受けられるか調べてみますと、現状態では私は受けられないことがわかりました。そう考えると、それは大事なことだと思えますが、制度的にはちょっと難しいと思います。

[委員]

制度外サービスを作っているところもあるので、子供の場合、使えないサービスもあるので、障害だから使えるとか・障害がないから使えないというのはおかしいと思います。現状では、財源的なこともありますし、どういう形で利用料を考えていかななくてはいけないと思います。どんな方でも使えるものでないといけないし、子供の場合、特に大事な時なので、その時期は支援してあげるサービスがあれば、すごくいいと思います。東松山では制度外サービスを作っていますので、どんな方でも使えるようです。利用料に関してはわからないですが、「そういうものがあれば使えるよ」ということになれば、負担が多くても使いたい時に使え、来てもらえることがわかれば、使う側としてありがたいと思います。私達も使えれば住みやすい環境になり、子供を育てる側はいいだろうなと思います。作って使えるとなればすごくいいと思います。社協のヘルパーさんとか事業者等色々な問題は出てくると思えますが、そういうのが一つあれば良いかと考えます。

[委員]

私もひとつ思いましたね。いつもは必要ないですが、ちょっとしたときに必要になる時があります。ちょっと負担があっても使えるサービスがほしいと思います。障害者でも線引きされているんです。皆が必要とするときに負担があっても使えるサービスがあつたらいいなと思います。

[事務局]

ちょっと保守的になりますが、行政側から何かをやるとなると税金が入ってくるこ

とになるので、色々条件を満たして初めてご利用いただくこととなります。委員さんの紹介いただいた東松山市は、公的サービスの他、インフォーマルという税金の入らない仕組みでやっていると思うのですが。例えば 怪我をしたときにお子さんを一時的に見てもらう時に使えるようで、介護・障害関係なしに、頼めば負担はあるけど、いつでも利用できる仕組みだと思います。なかなか凄いなと思います。今すぐに計画の中でそこまで踏み込めるかといいますと、障害者自立支援法の関係での計画になるので、すぐにはできませんが…。社協さんと定期的に意見交換をしていますので、東松山のことは検討させていただきます。

[委員]

本当に使えるものはないので、明日行くケースではお子さんは4ヶ月ですが、どうにも出来ないんです。ご両親に何かあれば使えるのですが何もないので。ご飯も食べていないご家庭もあるので。

[委員]

委員がおっしゃったことに関して、縦割り行政でなく、子育て支援とかお互いに連携を取り合いながらなんとかできる方法はないんでしょうか。障害があるかないかよりも、そのお子さんとお母さんにとって、一番大事な時期に支援することは、障害だけにとられるのではなく、広い意味で考えていただけないものと思うのですが。

[事務局]

今の自立支援法の中で、市が相談支援事業で事業者さんをお願いしている部分では、生活サポートとして、簡単な指導をすることが事業として入り始めたところです。それと今のとは意味が別なんでしょうが。

[委員]

柔軟にやっていただいて、なかなか難しいのかもしれませんが、

[委員]

もうひとついいですか。15ページの下のところ、障害福祉サービスの必要な見込み量確保のための方策として、事業者への情報提供と多用な事業者の参入促進がありますが、これはとても大事なことだと思いますが、今、「地域の中に障害者を」という施策が始まり、色々な分野で色々な業者さんが参入してきていますので、特に介護のほうではそうだと思うのですが、グループホーム・ケアホームの関係で福祉に参入する業者がすべていい人とは見込めない部分があるということを心配しています。私の関係している知的障害の方は見極めのできない人が多いので行政でチェック体制をしてほしいと思います。誰でも彼でも参入して、いくつもグループホームができて、実際入ってみたらとんでもないところだった。その人たちにとって、「こんな所は出る」と言える人ならいいですけど、我慢して、ここにいなきゃと思うのであれば、

寂しいので、行政のほうで目を光らせていただきたい。

[部会長]

他にございませんか。

なければ第5章をお願いします。

[事務局]

第5章の17ページ18ページは帯広市が実施主体となる地域支援事業についてです。障害福祉サービスだけで足りない部分を補うため、地域の特性にあった柔軟な形態により事業を実施します。力を入れていきたいと思います。5-1主な地域生活支援事業の内容【相談支援事業】帯広市も相談員を配置してやっていますが、より充実した形でやるために、帯広市だけでやるのではなく、すでに18年度相談委託事業を委託しておりますが、専門家の皆さんに相談に当たっていただけるような、市役所だけでなく色々ところで窓口を開いていただいて、相談支援事業に当たっていただくということで、共同作業所の方々にお願いをしておりますが、地域活動支援センターに移行された時、地域相談支援の部分を担っていただきたいとお願いしております。それぞれの所で個別相談が受けられる、障害がある方々やその保護者・介護者にとって、どのようなサービスがあるのか・どうしたら受けられるか等の情報提供や助言が重要になってくると思いますので、相談支援に力を入れていただきたいと考えております。個別の相談支援事業の他に、自立支援協議会という組織をつくり障害福祉に関するシステムづくり、事業者の方、それぞれの団体の方、専門家の集団、行政や学校を結びつけるシステム作りに取り組んでいきたいと考えています。【コミュニケーション支援事業】は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳・要約筆記者を派遣し（帯広市も手話通訳者を設置しておりますが）、意思疎通の仲介を行います。平成19年度に『耳マーク』（中途失聴の方は外見ではわからないものですから）安心して市役所の窓口で、手続き・相談を行う時に筆談で行うとか、手話通訳者が必要であれば手配し『耳マーク』を指していただけたらわかるように窓口に置き、研修などし、市の職員が率先して意思疎通ができるよう努めていきたいと考えております。【日常生活用具給付等事業】は、補装具と並び必要となってくる日常生活の支援用具を地域支援事業の中で実施するものでございます。19ページの【移動支援事業】は、屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行うものでございます。【地域活動支援センター事業】は、何回かお話をさせていただいておりますが、創作的活動・生産活動の機会を提供し、日中の活動の場として、今までの共同作業所が地域活動支援センターに移行して、引き続き事業展開をしていただいているものでございます。【日中一時支援事業】は、障害者（児）の方に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行うものです。特に学校が終わった後、夕方までお預かりして、見守りや訓練をやっているものです。先ほど委員さんのお話があった時、こういう所がご利用できる方かなと思ったのですが、そうではないということですね。現在お使いになって

いるのは、養護学校、小・中学校が終わった後に利用されている方がたくさんいらっしゃいます。【社会参加促進事業】は、帯広市においては文化施設やスポーツ施設の使用料が障害のある方が利用される場合はすでに減免しております。社会福祉協議会にご協力いただいて各種の講座や教室を開催することにより、文化活動・スポーツ活動を積極的に支援しているところでございます。また、通所施設などへの交通費助成や、重度心身障害者医療的ケア支援事業を実施し、社会参加の促進を図っていきたいと考えております。5 - 2 地域生活支援事業の実施の方策につきましては、サービスを円滑に提供していくために、1) 地域自立支援協議会を中心にしたネットワークの形成、2) NPO 法人などの地域活動支援センターの機能拡充が重要になってきますので、力を注いでいきたいと考えております。第5章は以上でございます。

[部会長]

第5章について ご意見・ご質問ございましたらお願いします。

[委員]

私は聴覚障害の関係なんですけども、【コミュニケーション支援事業】のところで、市の窓口に『耳マーク』を設置していただいたというか、これからするという対応していただけるのは本当にありがとうございます。これはどうかなと思うのですが、各病院で「耳マーク」を受付に置いていただけたら 受付が一番困るらしいですけど、通訳者が付いていかないで、ひとりで行く場合はいつ自分の名前が呼ばれるか、病院にいる間緊張して、視覚でおっている感じなので。どこかはわからないんですけども、病院の受付で『ブザー』を渡していただいて、順番になると『ブザー』の振動でわかる機械があるので、そんなに高い物ではないので、大きな病院では3つでもいいし、小さい所では1つでもいいから、そういうものを義務付けしていただけたら、うれしんですけど。ちょっと難しいかもしれませんが、それを市のほうでやっていただけたらと思います。

[事務局]

市のほうから義務付けるのは、おそらく無理だと思います。すでに医療機関・金融機関で『耳マーク』を置いてやっている所もあります。帯広市は19年度に是非やりたいと思っているのですが、やってからでない働きかけることはできないと思うので、まず、帯広市がやりまして、広報とかで記事を載せたり、いろいろな機会にそういう啓発に取り込みたいと思います。

[委員]

医師会のほうから先生がみえていますので、是非医師会でも取り上げていただけたらと思います。

[委員]

私たちが行政から声を上げていただかないと、個人的な意見ではなかなか難しい。ひとつの民間団体ですから、行政から「こういうことを検討していただけないか。」とか「こうだったらどうでしょうか。」とか文書を上げていただいたほうが、「それはいいんじゃないか。」ということになれば、設置するとか、運動しましょうという方向に持っていけると思うので、行政から文書を上げていただくのが一番いい方法だと思います。

[事務局]

まだ、帯広市ができていないものですから。

[委員]

数年後に、医師会にそういう申請していただけたら、ありがたいと思います。以上です。

[部会長]

他にございませんか。無ければ、第6章をお願いします。

[事務局]

最後に、計画の推進の体制ということでございますが、組織としては障害者支援部会で、今日もご論議いただいております。計画の策定や進捗状況の評価などは、当部会にお願いしたいと考えております。6 - 2 帯広市地域自立支援協議会といいますのは、色々な機関の方・専門家の方もお集まりになりますので、今日ご意見いただいたことを実施する中で、いろいろお話が出てきまして、委員さんのおっしゃられたインフォーマルなサービスも協議会の中で出てくると期待しています。問題点があれば指摘していただいて部会に報告させていただいて、検討して計画の推進を行っていきたいと思います。

[部会長]

ご質問ご意見ありましたら、どうぞ。

[委員]

帯広市地域自立支援協議会は、いつから発足して、どんな方々がいらっしゃるかわかる範囲で教えていただけますか。

[事務局]

当初は去年の暮れには、作りたいと言っていたのですが、思うように進んでおりません。年度内には、1回目をやりまして、完全に出来あがっている形ではなく、出来る範囲でやっていきたいところです。障害のある方々・その保護者が困っているこ

とに支援できるような、個別支援の部分、そのために集まってくる専門的な方々の組織と考えております。障害者の方に関係されます専門家の方ですとか、事業者の方もお入りいただかないとなりませんので、実際に仕事をされている方々に集まっていたら、問題点の整理をお願いしていきたいと考えております。自立支援協議会の下部組織として、就労支援の部会とか、いくつかの部会に分けて専門的分野でご検討していただくような、二重構造的なものにしていきたいと考えております。

[部会長]

他にございませんか。

無ければ、「帯広市障害福祉計画」(素案)これで、よろしゅうございますか
よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に議題の3番目、アンケートの調査結果について議題とします。事務局より説明
お願いします。

[事務局]

それでは、事前にアンケート調査報告を配布させていただいておまして、ひとつ
ひとつの説明は省略をさせていただきます。先ほどご検討いただきました素案共々成
案を作るに当たりまして、参考にさせていただきたいと思っております。今日アンケートの調
査表お配りしておりますが、事前に一緒に配布することを忘れまして、お配りし
ました。各設問に対して約1,000人の方々にお渡しできるよう配布していただき
ました。委員さんや委員さんのお手を煩わせたり、副部会長さんの身体障害者協会を
通して、約40%以上の回収率になり、皆様のご意見をいただけたところでござい
ます。後ほどお読みいただけたら幸いです。

[部会長]

ただいまの説明に関しまして、何か質問ありませんか。

[委員]

このアンケート調査の中で『意見』というところがあって、『意見』のなかですぐ
実行できるような事がかかれておまして、実行可能なものからできればいいなと思
います。先ほどの『耳マーク』の話もありましたし、例えば障害者駐車場に健常者が
止めている問題で、つい先日、テレビである県が独自のマークを作ってやっている。
そういうような事を『耳マーク』的発想からすぐにできるんじゃないでしょうか。啓
蒙発想していくと、できることから順次やっていく形のほうがいいかなと思ったので、
是非やれるものから少しずつやっていけたらと感じました。

[部会長]

他にございませんか。

次に議題の4番目、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策(会議資料)に

いきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

前回事前にお配りしました、横版のものでございます。障害者自立支援法で利用者負担1割を導入しまして、非常に重い負担になっている方がたくさんいらっしゃいまして、国から利用者負担軽減・利用者に対する緩和措置の改善策が出されたものでございます。概要を説明させていただきます。1ページにどれだけのお金を使うかが出ております。改善策の規模として国費で1,200億円を投じるということでございます。利用者負担の更なる軽減として、19年度20年度2カ年で240億円、国のお金で240億円ですので、実際に事業費に換算しますと、2倍の480億円の負担軽減額が投じられるということでございます。とは、国が都道府県にお金を出して、都道府県で基金をつくり、色々な事業をやっていくということで、18年度の補正予算で合わせて960億円を支出して都道府県で事業化に取り組むものでございます。2ページは利用者負担の更なる軽減とはどういうことかということですが、現行制度の概要は、1割負担で所得に応じて階層に分けて負担額の上限(月額の上限)を設けてあります。真ん中に参考として、(1)市町村民税の課税世帯の一般世帯が月額37,200円、市町村民税の非課税世帯の低所得2の世帯で月額24,600円 年間所得80万円以下の低所得1の世帯で月額15,000円、生活保護の方は負担0円と4つの階層に分けた負担上限額を設定し、更に、国は社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、低所得1と2の方は二分の一に軽減していくのが、大きな負担軽減の制度でありました。帯広市はもっと負担が軽くなるような特典を設けています。毎月の負担の上限を設定していても、従来の支援費制度の時に比べて負担が増えていることが問題でした。3ページ、軽減措置の内容は1割負担の上限額について、社会福祉法人の提供分は二分の一に下げる仕組みでしたが、それを四分の一にし、NPO法人・株式会社の提供するすべてのサービスに対して四分の一にしていくことが大きな点です。追加の大きなは、軽減対象世帯の拡大ということで、一般世帯(市町村民税が課税されている世帯)は上限額の引き下げがなかったのですが、今回収入ベースでおおむね600万円、市町村民税の所得割の額が10万円未満の世帯についてまで、低所得者の枠を広げて対象にしようと考えられています。その結果、市町村民税の課税世帯のうち、所得割10万円未満の場合、今まで月額上限が37,200円だったのを四分の一の9,300円にし、ただし、所得割10万円以上の方は従来通りの額になっています。市町村民税非課税世帯のうち、低所得2の方については、今まで24,600円上限の二分の一の12,300円だったものを半分の6,150円、低所得1の方は7,500円から3,750円と、負担軽減が出されております。4ページは障害児の入所利用の説明となっています。5ページ、は利用者に対する激変緩和であります。激変緩和措置の考え方として、通所事業者の方々に対する報酬は定員により月額いくらかと報酬が支払われていましたが、月額報酬、日払いとなった結果、障害者の方が健康上の理由等により、定員が30名いらっしゃっても、毎日通ってくる方は25人あるいは20人の時になると、

収入が減ってしまう所への支援、新しい体系への移行がなかなか難しい事業所への支援。5ページの下の所に、措置の内容として書いてありますが、まず で、旧体系に於いて、従来の80%は保障(日払いになって休む人が多くても)となっていました。が、前年度まで80%保障だったものを今回90%保障として激変緩和が設けられました。 は利用者が通所する場合の送迎費用、今まで施設が送迎する場合(バスなど)実質利用者負担だったものを公費の方で(全額ではないですが)負担し、利用者負担を軽減し、利用しやすいように行われるものです。 は、入所施設の利用者が入院した場合、入所施設についても、定員の月額だったものが日額制になり、入院した場合に、日払いになると減収してしまうので、その期間を延ばして減収幅を下げていくということが今回出されています。最後6ページは、新しい法律体制移行の支援が出されています。今、私たちの方もこれに該当する事業者さんがいらっしゃるか整理しているところでございますが、帯広に於いては の緊急的な経過措置に該当される事業者さんは、今のところいらっしゃらないようでございます。今回、国の方で出された改善策についてのお知らせの資料をお配りしました。説明は以上でございます。

[部会長]

ただいまの説明について ご意見・ご質問ございますか。

[委員]

ちょっと確認なのですが、軽減になるのは19年度からですか。

[事務局]

利用者負担は19年度からです。事業者に対するのは、前倒して18年度からです。

[事務局]

それを基金で19年度執行18年度に遡って、19年に執行出来るということです。

[委員]

ありがとうございます。

[部会長]

他にございませんか。

[委員]

ちょっとよろしいですか。3ページの1割負担の更なる軽減で、月上限額37,200円の方が四分の一で9,300円になるというのは、所得割10万円未満の方とはどういうことですか。

[事務局]

市民税の納付書で所得割と均等割があるのですが、所得割の額を見ていただいて、10万円未満の方は、今まで1円でもあれば市民税課税の方は全員37,200円になっていたのですが、所得割税額が10万円未満であれば上限額が9,300円になります。

[委員]

今度はそれをちょっとでも上回れば37,200円のままですか。

[事務局]

37,200円のままです。

[委員]

かなりすごいですね。

[事務局]

そうですね。収入ベースでいくと600万円位。世帯ですから、何人扶養者がいるかで違ってきますが、だいたい600万円ぐらいの収入の方がちょうどその位です。今、委員がおっしゃったようにちょっとした違いでも大きいですね。

[委員]

わかりました。帯広市でも緩和がいろいろあるのですか、こういうことは帯広市でやっているのですか。

[事務局]

帯広市は一般世帯の方で所得税がかかっているか、いないかで区別をしまして、所得税がかかっていない方については、一般世帯でなく、低所得2と同じ階層と同じ考え方で負担軽減をし、国の方は毎回1割の受給者利用者負担を低所得階層の方だけですが、帯広市は、さらに10%ではなく5%でやっております。

[委員]

ちょっといいですか。これは自立支援医療の軽減ではないですね。

[事務局]

はい。

[部会長]

他にございませんか。

なければ、次回にまたご質問お願いすることにしまして、今日はこの辺でよろしい

でしょうか。それではその他について事務局よりお願いします。

「事務局」

長時間にわたりありがとうございました。今日の一番目の「障害福祉計画」(素案)については、来週1ヶ月間パブリックコメントで広く市民の方から意見をいただきまして、2月14日までが募集の期間でございます。それが終わりました後、その内容を市役所の中の会議や議会の厚生委員会に報告して、2月20日頃に次の部会をお願いしたいと考えております。まだ、詳しい日にちまでは決めかねておりますが、だいたい2月20日ごろにと考えております。その時には成案を是非ご論議いただきたいと思っています。その後、翌週の2月26日頃に親審議会が開催される予定と聞いております。会議日程が決まり次第ご連絡をさせていただきたいと思っております。2月下旬に次回の会議を是非お願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

「部会長」

本日はたいへん長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。たいへんお疲れでございました。以上をもちまして閉会させていただきます。ありがとうございました。